

委員長 定刻になりました。

傍聴について、ご報告いたします。

本日の教育委員会会議にお2人の方から傍聴の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

開 会

委員長 ただいまから平成19年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を根守委員にお願いいたします。

議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案7件となっております。

議案第4号

委員長 初めに、議案第4号「平成18年度3月教育費補正予算について」を議題とします。

ご説明願います。

企画管理室長 企画管理室の織原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号「平成18年度3月教育費補正予算について」ご説明申し上げます。

1ページの資料、18年度3月補正予算額財源内訳表をごらんください。

まず、教育総務費につきましては、事務局費として高志教育振興基金積立金の利子収入積立金がございます。高志教育振興基金の積立金に利息が生じたため、一般会計から振り替えて、高志教育振興基金に積み立てるものでございます。補正額は23万7,000円でございます。

次に、小学校費につきましては、学校管理費として小学校施設維持管理事業の校舎等改修業務並びに小学校アスベスト対策事業、小学校大規模改造耐震改修事業の3点がございます。

校舎等改修業務は、小学校施設の小破改修に対処するための修繕料でございます。補正額は1,200万円で財源はすべて一般財源でございます。

小学校アスベスト対策事業は、松ヶ丘小学校校舎に飛散性アスベスト吹きつけ剤があり、この安全対策として囲い込み工事を行うために、今年度の9月補正にて2,145万円の予算計上を行いました。今回は契約差金によりマイナスの補正をするものでございます。補正額はマイナス108万円となり、財源は国庫補助金がマイナス22万3,000円、地方債がマイナス80万円、一般財源がマイナス5万7,000円でございます。

次に、小学校大規模改造耐震改修事業は、梨香台小学校、北部小学校の改修工事に伴う設計委託料並びに矢切小学校、上本郷小学校の改修工事費の契約差金を補正するものでございます。補正額はマイナス1,819万1,000円となり、財源は国庫補助金がマイナス435万9,000円、地方債が240万円、一般財源がマイナス1,623万2,000円となっております。

次に、中学校費につきましては、学校建設費として、中学校適正規模・適正配置に伴う施設整備事業と、学校管理費として、中学校施設維持管理事業の中学校アスベスト対策事業と中学校大規模改造耐震改修事業の3点がございます。

中学校適正規模・適正配置に伴う施設整備事業は、中学校の適正規模・適正配置により統合させる新たな小金中学校において、教育の将来を見据えた先進的で時代の要請にこたえた学校づくりと今日的な教育課題に対応した教育実践を行うパイロットスクールとして平成21年4月の開校を目指すための実施計画委託を行うために、今年度の9月補正におきまして4,179万円の予算計上を行いました。今回は契約差金によりマイナスの補正をするものでございます。補正額はマイナス1,482万6,000円で、すべて一般財源でございます。

中学校アスベスト対策事業は、古ヶ崎中学校、新松戸南中学校、旭町中学校に飛散性アスベスト吹きつけ剤があり、この安全対策として囲い込み工事を行うために、今年度の9月補正にて9,996万円の予算計上を行いました。今回は契約差金によりマイナスの補正をするものでございます。補正額は1,273万6,000円、財源は国庫補助金が2,507万円、地方債がマイナス3,590万円、一般財源がマイナス190万6,000円でございます。

中学校大規模改造耐震改修事業は、牧野原中学校改修工事に伴う設計委託料並びに第六中学校、牧野原中学校の改修工事費の契約差金を補正するものでございます。補正額はマイナス39万6,000円となり、財源は国庫補助金が936万1,000円、地方債がマイナス480万円、一般

財源がマイナス495万7,000円でございます。

次に、保健体育費につきましては、保健体育総務費として、スポーツ活動支援事業の国際スポーツ交流支援業務と、災害補償・就学援助事業の学童災害共済関係業務、学童災害共済基金積立金が、そして体育施設費として、松戸運動公園管理運営事業の松戸運動公園アスベスト対策事業の4点がございます。

スポーツ活動支援事業の国際スポーツ交流支援業務は、文科省の定める日韓スポーツ交流事業の実施要領により、事業費の一部が国庫補助支出金の対象となったことによる補正でございます。国庫補助金の173万4,000円の増額を一般財源から減額するために、補正額は差し引きゼロとさせていただいております。

次に、災害補償・就学援助事業の学童災害共済関係業務は、松戸市学童災害共済条例に基づき見舞金を支給いたします。補正の理由は、平成18年度の学童災害共済見舞金の支給件数が増加したことによるものでございます。補正額は310万5,000円となっており、財源は基金からの繰り入れが155万2,000円、一般財源が155万3,000円でございます。

学童災害共済基金積立金につきましては、余剰金と積立利息を基金へ積み立てをするものでございます。

松戸運動公園管理運営事業の松戸運動公園アスベスト対策事業は、松戸運動公園体育館内トレーニングルーム及び弓道場のアスベスト除去工事等を行うために、今年度の9月補正にて1,415万4,000円の予算を計上いたしました。今回は事業費確定によりマイナスの補正をするものでございます。補正額はマイナス113万4,000円で、財源は国庫補助金がマイナス30万7,000円、地方債がマイナス80万円、一般財源がマイナス2万7,000円でございます。

続きまして、資料の2ページをごらんください。

平成18年度3月補正予算額教育費集計表、歳入をごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、歳出説明の中で財源内訳という形で申し上げさせていただきましてので割愛させていただきます。

なお、ご質問等につきましては、担当課から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第4号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

例年と比較して、この補正で特に変わったところ、何かございますか。

企画管理室長。

企画管理室長 基本的にはアスベスト対策事業が新たな事業として生まれまして、それを補正で取り上げをさせていただきまして、今回、減額修正をさせていただくということが新しい状況です。

委員長 資料の6ページをごらんください。

上から3番目に、中学校施設維持管理事業、中学校アスベスト対策事業として、補正前の9,480万円の額が、補正額で3,590万円となっています。5,890万円が差金ということになりますが、この金額だけが特別大きいような気がします。何か特別な理由がありますか。

教育施設課長 ちょっと今、確認していますので、申しわけありません。

委員長 ほかの契約差金というのは、さほどの金額ではないと思われます。

教育施設課長 後ほど申しわけないです。

委員長 そうですか。

教育長 今、数字が出るまでの間、高志教育振興基金積立金の原資はどのくらいだったかな。

それと、今までの基金の運用実績がわかれば簡単に説明してください。

委員長 お願いします。

企画管理室長補佐兼情報センター所長 教育情報センター、川辺でございます。

高志教育振興基金の原資につきましては、平成12年に3億円の寄附をいただきまして、それが原資になってございます。現在の残高については、10ページの資料に記載のとおりでございます。

現在までの使途ということでご説明をさせていただきたいと思いますが、直近では、平成17年度にエジソン展の開催負担金等で646万等を支出してございます。続いてにつきましては、小・中学校の校内LAN用のパソコンですとか、それから市立高校用のパソコン、それから基礎プロテクターの購入等に使用させていただいております。

以上でございます。

委員長 ちょっと確認ですが、今の高志基金は3億円の基金とおっしゃいましたか。

企画管理室長補佐兼情報センター所長 はい。

委員長 それが10ページの資料では、平成18年末基金残高見込み額が1億9,000万とありますが、基金というのは減少するんですか。

企画管理室長補佐兼情報センター所長 取り崩しの資金でございますので。ただ金融機関等に

預託をしている関係上、利息が発生して、今回、歳入の方に計上させていただいているものでございます。

委員長 通常の場合の基金は変動しないことが基本かなと理解していましたが、これはそういう性質のものではないのですね。

教育長 経過を簡単に申し上げますと、平成12年でしたっけ、スタートが。松戸市内の工業団地にセイコー技研という光ファイバーケーブルの増幅器の金型をつくっている会社がございまして、急成長の企業なんですけれども、当時は世界の光ファイバー増幅器の金型の需要の40%超を賄っているという世界企業に一躍発展しておりました。これは余談ですけれども、株を公開したら1株3万円から7万円台まで急騰したと記憶しています。社長さんがやっぱり中小企業から身を起こして、ドクター、博士なんですけれども、ここまでなったのも、やっぱり社会のおかげ。だから社会貢献をしていきたいということと、日本は技術立国で物づくりでいくしかないから、教育に資金を投入して、そういう有為な人材を育てたいということで3億円を寄附していただいた。

そのときのお話で、基金の運用でもよし、まとまった資金が必要なときは、基金の本体を取り崩して使っていただいても結構だという、そういうご了解のもとにスタートいたしました。もしなくなったら、また寄附を考えますということで、IT産業がもう少し景気がよくなってくれないかという、そういう経過がございましたので、今、情報センター所長がお話ししたような経緯で高校や義務教育や、そういうところに使わせていただいているところで

委員長 わかりました。ありがとうございます。

教育施設課長 先ほどは失礼しました、すみません。

先ほどの6ページのアスベスト対策、中学校関係の事業の補正額が3,590万が多いのではないかというご質問でございます。

ご案内のとおり、アスベスト工事の契約が大分予算額よりも大幅に少なくできました。その関係で、例えば例を挙げますと、古ヶ崎中学校の例では3,350万1,000円の予算に対して約2,700万で契約ができたということで、それぞれ契約差金が生じております。契約差金が生じたので、当初、市債 つまり借金ですね を予定しましたものが少なくなっております。その額が合計で3,500万円減ったということでございます。ただ、補助金が国の方で新たに追加補助という形で今回認めていただきましたので、金額が約2,500万円の追加補助をいただきましたので、それらと相殺いたしますと、それをトータルであらわしましたも

のが1ページの中学校費の中段になりますけれども、中学校管理費のうちのアスベスト対策事業ということで、地方債が3,590万減りまして、国庫支出金、補助が2,507万円ですかふえたと。一般財源も減りまして、差し引きプラスとマイナスを相殺させていただきまして1,273万6,000円の減額補正をさせていただきたいということで予定をしているものでございます。

以上でございます。ちょっとおくれまして申しわけございませんでした。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

先ほど教育長からお話のあったのは、恐らく創業者利得のような利益があり、これを教育のために使ってほしいということで寄附をされたのかと思いますが、そういう形での寄附金が教育界に出てくるというのは非常にうれしいことですよね。有効に使わせていただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで質疑及び討論を終結させていただき、議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議案第5号

委員長 続いて、議案第5号「平成19年度松戸市教育費予算について」を議題とします。

ご説明願います。

企画管理室長 それでは議案第5号「平成19年度教育費予算について」ご説明申し上げます。

まず、松戸市の平成19年度全体予算について簡単に説明申し上げまして、その上で教育費予算についてご説明させていただきたいと思っております。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

松戸市の平成19年度一般会計予算の規模でございますけれども1,122億7,000万円、前年度の1,089億3,000万円と比べますと33億4,000万円の増、3.1%の伸びとなっております。

その要因といたしましては、歳入の半分以上を占めます市税が68億1,000万円増額ということでございます。

松戸市の全体予算を款別で見ますと、総務費が約5億8,000万円の減額、商工費が約1億2,000万円の減額、逆に民生費が約16億8,000万円の増額、土木費が約8億3,000万円の増額、消防費が約2億4,000万円の増額となっております。

主たる増額となっている事業の内容でございますけれども、民生費の中では障害者介護給付支援事業、土木費の土地区画整理事業、消防費の救急車両整備事業などが入っているということでございます。

教育費につきましては、平成18年度教育費当初予算額123億4,347万9,000円、平成19年度当初予算額は129億2,804万4,000円、前年度比4.7%の増、5億8,456万5,000円の増額となっております。

ここで教育費におけます平成19年度の主な新規事業について、先に述べさせていただきたいと思っております。

平成19年度教育費予算の中で、主な新規事業といたしましては、学校教育関係の事業で3点ございます。それから社会教育関係の事業で5点ございます。

まず、学校教育の事業の1点目でございますけれども、5ページをお開きください。

教育総務費、教育研究指導費の特色ある学校づくり推進事業の教育プログラム開発業務でございます。これは大学、企業等との連携によります教育プログラム開発事業として、最先端の科学や技術を用いて科学実験事業を行い、特色ある学校づくりを推進するために、リバネス、バイオテクノロジー研究に携わっております科学者たちが創設した会社でございますけれども、ここと教育プログラムを共同開発・研修を行うものでございます。

2点目でございますけれども、10ページをお開きください。

松戸市に限ったことではございませんが、現在、特別支援教育の対象となる児童・生徒は増加傾向にございます。その児童・生徒の支援のために、金ヶ作中学校に情緒障害学級の新設、同じく栗ヶ沢中学校に高機能自閉症等の軽度発達障害の特徴を持つ生徒を対象とした通級指導教室を新設いたします。予算額は中学校費、学校管理費の中の中学校管理運営事業予算額のうち273万5,000円、中学校施設維持管理事業の校舎改修業務予算額のうち2,200万円、中学校備品等整備事業の各校用器具購入費予算額うちの40万円など、両校の合計で2,523万5,000円の予算となっております。

3点目でございますが、12ページをお開きください。

中学校費、学校建設費の中学校適正規模・適正配置に伴う施設整備事業の5億7,750万円がでございます。これは小金中学校において教育の将来を見据えた先進的で時代の要請にこた

えた学校づくりと今日的な教育課題に対応した教育実践を行うパイロットスクールとしまして平成21年4月の開校を目指しての工事等を行うものでございます。

傍聴の報告

委員長 ちょっと中断してよろしいですか。

傍聴人の方がお1人見えましたので、途中ですが、ここで入場を認めたいと思います。すみません。

どうぞ、入場させてください。せっかくの説明ですから、なるべく聞いていただいた方がいいと思います。

(傍聴人入室)

委員長 どうも失礼しました。どうぞ継続してください。

企画管理室長 それでは続きまして、社会教育関係事業の特徴ある5点のうちの1点目でございます。18ページをお開きください。

図書館業務においては、平成18年度より夜間開館を実施したところでございますが、市民サービス向上のために平成19年度は祝日開館を行うものでございます。祝日開館に伴う予算額は、社会教育費、図書館費の図書館管理運営事業の貸出等管理業務予算額のうち48万6,000円と受付委託業務予算額のうち146万6,000円で、合計195万2,000円でございます。

2点目でございますが、21ページをお開きください。

戸定歴史館において、平成20年2月2日から4月6日まで企画展「徳川慶喜家の人々」(仮称)を開催する予定でございます。ことしは徳川慶喜が生誕して170周年となります。この展示では戸定邸の主の徳川昭武と生涯にわたり親交を結んだ徳川慶喜と家族の遺品を展示いたします。予算額は社会教育費、社会教育施設費の戸定歴史館管理運営事業の展示開催業務41万6,000円でございます。

3点目でございますが、22ページをお開きください。

松戸市立博物館におきまして、平成20年1月26日より3月9日まで、松戸市新収蔵美術展を開催する予定でございます。最近10年間に収集した松戸ゆかりの美術作品、資料を公開いたします。予算額は社会教育費、博物館及び美術館費の美術文化関係事業の美術展開催業務

1,165万円でございます。

4点目でございます。同じく上から2番目、博物館展示事業、この事業は松戸市立博物館におきまして、平成19年10月13日より12月2日までの予定で企画展「本陣と街道」（仮称）でございますけれども開催するものでございます。旧松戸宿の本陣は、水戸徳川家と幕府の本拠、江戸とを結ぶ街道の宿場に指定され、地域の政治、経済、文化の中心として繁栄いたしました。本陣は平成16年度に取り壊されましたが、解体時に調査を行いまして図面を残してございます。この調査結果を公開するものでございます。予算額は社会教育費、博物館及び美術館費の博物館展示事業の企画・資料展示業務、予算額のうち734万1,000円でございます。

最後、5点目でございますけれども、24ページをお開きください。

国民体育大会開催事業でございます。平成22年に第65回国民体育大会が千葉県で開催される予定でございます。松戸市におきましては自転車競技のトラック種目とフェンシング競技の開催が予定されております。大会を成功に導くための準備をするものでございまして、予算額は保健体育費、保健体育総務費の国民体育大会開催事業の214万9,000円でございます。

特徴的な事業8点については以上でございます。

それでは、具体的に教育総務費から順にご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

教育総務費の教育委員会費は、特に大きな増減はございません。

次に、4ページをお開きください。

事務局費につきましては1億6,313万8,000円の増、主な要因は平成19年度末に勤務延長職員を含めました定年退職者の退職金による一般職人件費の1億5,446万6,000円の増、パソコンサーバーの賃借料の教育情報課推進事業のネットワーク関係業務の810万1,000円の増によるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

教育研究指導費につきましては1,523万5,000円の減でございます。この主な要因は学習指導事業の教職員用教科書及び指導書購入費の1,090万7,000円の減がでございます。平成17年度は小学校の教科書改訂、18年度は中学校の教科書改訂がございましたが、平成19年度は小・中学校ともに教科書改訂がないことから減額となるものでございます。

次に、6ページをお開きください。

林間学園費につきましては685万円の減、これは白樺高原荘アスベスト対策事業（継続

費)の事業終了による減額でございます。

続きまして、小学校費でございます。7ページをお開きください。

小学校費の学校管理費につきましては1億1,962万7,000円の減でございます。主な減額要因は一般職人件費の1,005万5,000円の減、正規職員の減によるものでございます。

小学校施設維持管理事業の校舎等改修業務500万円の減、修繕工事の減によるものでございます。同事業の小学校アスベスト対策事業の495万2,000円の減、アスベスト対策工事終了による減でございます。

小学校大規模改造耐震改修事業の7,590万円の減、校舎及び体育館の耐震工事校が4校から3校に減ったための減額でございます。

小学校備品等整備事業の机・椅子購入費の3,063万4,000円の減、平成13年度から計画的に購入してきました机、いすの購入が平成18年度に完了したことによる減額でございます。

合計額では減でございますけれども、増の要因といたしましては中段に中学校施設維持管理事業の校舎校地等維持管理業務の1,689万円の増、ガソリン、灯油等の価格単価の増によるものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

教育振興費につきましては2,562万5,000円の減でございます。主な要因は小学校教育情報化推進事業の2,089万7,000円の減、これは委託料リース単価の見直しによるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

学校建設費につきましては、特に大きな増減はございませんでした。

続きまして、中学校費でございます。10ページをお開きください。

中学校費、学校管理費につきましては、増減差し引き3,350万5,000円の増でございます。主な増の要因は、中学校臨時職員管理事業の臨時職員賃金の1,266万8,000円の増、事務職員の引き上げに伴う臨時職員の賃金であります。

中学校管理運営事業の特別支援学級補助教員賃金等1,378万6,000円の増、知的障害の特別支援学級の特別支援補助教員の10人から14人に増員となることによるものでございます。

中学校施設維持管理事業の校舎校地等維持管理業務の639万7,000円の増、ガソリン、灯油の単価上昇によるものでございます。

同事業の校舎等改修業務の2,100万円の増、これは先に申し上げました特別支援教育に係る金ヶ作中学校の情緒障害学級の新設、栗ヶ沢中学校の通級指導教室の新設の工事費等でご

ざいます。

中学校大規模改造耐震改修事業の8,000万円の増、これは第四中学校校舎等の耐震改修工事を行うための増でございます。

減の要因ですが、一般職人件費の9,676万6,000円の減、これは学校事務職員の引き上げによる減でございます。

次に、11ページをお開きください。

教育振興費につきましては891万7,000円の減でございます。主な要因は中学校教育情報化推進事業の420万1,000円の減、これは委託料リース単価の見直しによるものでございます。

次に、12ページをお開きください。

学校建設費につきましては5億7,649万2,000円の増でございます。冒頭でもご説明いたしましたように、新たな小金中学校の開校を目指し、家屋調査委託、校舎解体工事、アスベスト対策工事、改築工事を行います。また継続費の設定でありますので、平成20年度には8億7,050万円ほどの歳出を見込んでございます。事業費合計では14億4,800万円の予定でございます。

続きまして、高等学校費でございます。13ページをお開きください。

高等学校費、高等学校管理費につきましては、大きな増減はございません。

次に、14ページをお開きください。

教育振興費につきましても、特に大きな増減はございません。

続きまして、幼稚園費でございますが、15ページをお開きください。

幼稚園費につきましては1,302万5,000円の増でございます。主な要因は幼児教育支援事業の私立幼稚園就園奨励費補助金の912万5,000円の増、これは減免単価の引き上げ、第2子以降の保護者負担割合の引き下げ等の国の減免基準の改正によるものでございます。

続きまして、社会教育費でございます。16ページをお開きください。

社会教育費、社会教育総務費につきましては3,214万1,000円の減でございます。主な要因は一般人件費の2,116万1,000円の減、正規職員数の減並びに給与の調整額の見直しによるものでございます。

文化振興財団運営費補助金の1,051万3,000円の減、これは財団職員の1名減によるものでございます。

17ページをお開きください。

公民館費につきましては、特に大きな増減はございません。

次に18ページ、図書館費につきましては662万9,000円の減でございます。冒頭にご説明いたしました祝日開館による増の要因もございますが、図書館全体では減となっております。主な要因は幼児・児童の読書普及事業のおはなしキャラバン事業委託業務の546万円の減がございます。

19ページをお開きください。

文化保護費につきましては、特に大きな増減はございません。

次に、20ページ、青少年指導費につきましても、特に大きな増減はございません。

次に、21ページ、社会教育施設費につきましては782万5,000円の減がございます。主な要因は文化会館管理運営事業の施設維持管理業務の722万5,000円の減、修繕的な工事の減によるものでございます。

次に、22ページをお開きください。

博物館及び美術館費につきましては639万4,000円の減でございます。主な要因は冒頭にご説明申し上げました美術文化関係事業の美術展開催業務の松戸市新収蔵美術展の開催による増の要因もございますが、美術文化関係事業の美術展開催業務全体では367万6,000円の減となっております。これは昨年、日暮修一展終了によるものでございます。上段の博物館管理運営事業の施設維持管理業務の237万7,000円の減は委託料の減によるものでございます。

続きまして、保健体育費でございます。23ページ、24ページをお開きください。

保健体育費、保健体育総務費につきましては増減要因はございますが、保健体育費全体では2,735万6,000円の増となっております。主な増の要因は国民体育大会の準備に係る職員数の増、一般人件費の3,090万5,000円と、国民体育大会開催事業の準備経費の214万9,000円でございます。減の要因は学校医等派遣事業の学校医報酬677万2,000円の減、これは契約内容の変更によるものでございます。

次に、25ページをお開きください。

学校給食費につきましては増減要因はございますが、全体では557万9,000円の減でございます。減の主な要因は一般職人件費の3,203万7,000円の減、給食調理員の退職不補充による減となっております。中学校給食管理運営事業の給食調理委託業務の1,565万4,000円の減につきましては、これは平成18年度に19校分が3年間の契約更新であったために平成18年度は多目に予算を計上したことによる差でございます。増の主な要因は小学校給食管理運営事業の給食設備等整備業務の1,280万円の増、給湯器設備工事学校数の増と強化磁器食器導入に係る工事費の増によるもの、並びに新規2校の給食調理委託業務の4,389万2,000円の増に

よるものでございます。

26ページをお開きください。

体育施設費につきましては333万5,000円の減でございます。主な要因は和名ヶ谷やスポーツセンター管理運営事業の施設提供業務の543万4,000円の減でございます。

続きまして、27ページをお開きください。

国庫補助金の歳入の一覧でございます。以降33ページまでが歳入の説明資料となっております。ただいまご説明いたしました歳出予算に伴うものとなりますので、ご説明は割愛させていただきます。

以上、議案第5号「平成19教育費予算について」のご説明とさせていただきます。

なお、ご質問等ございましたら、担当課より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

数字の資料がたくさんありますので少々複雑かもしれません。新規事業等についてあらかじめご説明いただき、その後に個別費目についての説明でしたが、いかがでしょうか、何かご質問等ありますか。

ご説明を伺っていて、各項目の委託費の減というのがかなり目立ったように思いますが、これについては何か補足する事情等ございますか。

企画管理室長 特にございません。

委員長 そうですか。

いかがでしょうか。意見でもどうぞ。

根守委員 本当に予算があり余ってということだったら話はわかるわけですが、少ない予算の中で、アクションプランに合わせた予算の組み方、本当に有効的な予算の組み方を考えていただいているなと感じました。夕べ、これを見させていただきまして、去年まで課題になっていることも考えながら、本当にアスベスト対策や耐震対策、これは子供たちの命にかかわる問題で、昨年度の話し合いで出されたと思うわけですが、よく計画的に予算を組んでくださっているなと私は思いました。意見です。

委員長 ありがとうございます。

ほかに。

瀧田委員、どうぞ。

瀧田委員 いろいろなご検討を深くなされた結果だと思っておりますが、人件費などが大幅に退職の方がいらっしゃるというのはわかるんですけれども、例えばスクールカウンセラー業務とか、そういうところも随分減っている、例えば5ページの去年と比べ大した金額ではないかもしれませんが減っていますよね、又松戸市人口はふえているように伺いますけれども、生徒・児童数の増加傾向とかはどうなんでしょうか、あるんでしょうか。その割合に、いろんな人件費が割愛されているという傾向はないんでしょうかとちょっと心配になったわけなんです。

教育研究所長 教育相談事業のスクールカウンセラー業務でございますけれども、スクールカウンセラーの配置について、ちょっと若干お話をさせていただきます。

現在、スクールカウンセラーにつきましては、県の配置で市内の中学校20校に、全校に配置されております。それから、ここで減額になったといたしますのは、昨年度は統廃合校、小学校の統廃合校に絡みまして、その統廃合によりますところの児童の心理的部分を考えまして配置しまして、それがおおむね小学校におきましては落ちついて推移をしているということで、そういった事情でございます。

以上でございます。

瀧田委員 予算とは直接関係なかったかもしれませんが、児童の推移というのは、まだつかめないでしょうか、途中経過なので全体的な児童・生徒の推移というのは、ちょっと中間ですので難しいでしょうかね。

教育長 平成14、5年で底を打って微増の傾向が今も続いているということでございます。部分的に随分、松戸市の場合はモザイク模様の人口構成ですから。

瀧田委員 わかりました。全体の市の総額予算の中で、教育費の伸びが大きく見込まれているというのは、私はうれしいと思います、そうですね。

教育長 ここ数年は.....

瀧田委員 ずっと落ちていましたんですね。

教育長 やつとここで底を打ったかな。児童人口が低下するに従って、教育予算もどんどん減ってきたんですけれども、底を打っても微増傾向が予算には反映されなかった。これはもうしょうがないですね、未曾有の財政危機も訪れてきていますから。それにしても隔世の感のあるのは高度成長時代、人口急増時代は教育費が20%を超えて、土木が教育費かというのが松戸の実態でした。今は上から数えて3番目か4番目ぐらいに低下してきています。

瀧田委員 設備費とか、そういうことは比較的变化が望めませんが、もっと教育の内容的なこ

とに予算増を望みます。

教育長 一遍に学校建設が減っているわけですが、ただ、内容はそんなに減るものではない、増減はありますが、そんなに大きく反映されないと思いますけれども、今、一般会計予算に占める比率が11.52%まで下がってしまったというか、ことし始めて0.何%か上がっていますけれども、ここ10年ぐらいは下がりっ放しに下がってきたという経過があります。逆に民生費が、福祉関係予算が私がやっているところは15%、いかに16%にするかと一生懸命頑張っていたんですけども、あっという間に30%を超えて33%になりました。これは時代の変化、環境の変化でやむを得ないかというふうに思いますけれども、やっぱり国づくりは人づくりだから、もっと頑張らなきゃいけないと思っています。

瀧田委員 でも、ずっと下がっていたのから比べると、これでもほっとしたというような気がいたしましたものですから、よろしく……

委員長 八田委員、何かございますか。

八田委員 全体として、今話されたことだと思うんですけども、民生というのは上っていくのはわかります。ですけども、やはり教育というものに対する、国のめり張りという、市のめり張りというんですか、先にやはり特徴を持たせる、この松戸だからできるんだということ、少し教育のこの予算でも、およそ11から12ぐらいですか、ですけども、今どこかで20%ぐらいのところもあるんだと聞きました。ですから、松戸市の特徴というものに、何かを教育のところにも示してもらいたいと僕は予算の中でも思っております。

民生の上がっていくというのは当たり前だということけれども、本当にそうだろうかと思いうんです。市にやっぱりそういうふうなことも、私はこの予算を見て申し上げたいと思います。

それから、全体として、少し予算が硬直しているように私は思いうんです。もっとめり張りをつけてもらいたいというのは、市に言うことですけども。

教育長 でき上がった歳出構造というのを変えるというのは大変難しいんですよね。日本社会の通例ですけども、なかなか構造変化が起きていかないうらみはあります。

根守委員 今、子供の学校教育にという、とてもありがたい言葉をいただきましたけれども、本市では特色ある学校づくりということで、予算を教育長がたっぷりとお話ししてくださいましたね。現在もなお特色ある学校づくりというようなことで予算化されて、本当に学校現場に行くと特色ある、なるほどここでは国際交流、ここでは教育支援を大事にしている特活を含めた教育を実践しているなど、学校現場では、学校経営の特色を生かしながらやってく

ださっている、そのためにはやっぱり予算も必要ですね、講師を呼んだりというようなことなどあるだろうと思いますけれども、そういうようなことはたっぴりと松戸市ではとっていただいているなど、もっと突き詰めて言えば、もっと子供たちに接する、年じゅう突発的じゃなくて、地域で子供たちに接しながら育てていくという、子育て支援的なもの、これは地域の方で考えていけばいいことだろうと思いますが、だんだんそういう方向に向いてきているんじゃないかなと全国的な傾向としてうかがえるわけです。

でも、本当にありがたいです、特色ある学校づくりの予算が組まれていて。

教育長 ありがとうございます。今、根守先生のご意見には2点柱があったと思いますけれども、1点目の特色ある学校づくりにつきましては、もう教育改革論議が始まったころから、もう10年ぐらい前から国が推奨して、スローガンのように教育施策、学校運営の柱にしるというようなことが言われ続けてきたわけですが、しかし、じゃ、実際にどういうふうに学校長の裁量権を増して、特色ある学校づくりをせよということを具体化するときに、一体、じゃ、どういう権限をよこすんですか、どういう資源、資金を、人・物・金の資金を校長に持たせるんですかという段になると全然なかったわけですね。相変わらず法律によって、規則によって、ほぼがんじ絡めな状況にあるわけですから、各市町村もそんなに豊かな財源があるわけではないので、バブルが弾けたせいもありますけれども、学校ごとにそういう権限を付与するような潤沢な資金が一切ないという状況下の中で、特色ある学校づくりというのは相当に難しい状況にあったのではないかなというふうに思います。

資源を使わなくとも、特色ある学校づくりというのはある程度は可能ですけれども、やっぱり本格的にそういうことをやっていくというのは、やっぱり校長の裁量権と資源をやらなきゃいけない。だけれども、それができなかったということで、松戸市はささやかながら、15年度に教育改革アクションプランを策定してきた中で、その一つの柱としてスタッフ派遣事業を思い切って1億5,000万もちょうだいしました。それぞれやっぱり特色ある学校づくり、校長の裁量権を行使する絶好の機会であり手段であるというふうにぶち上げてまいったわけでございます。

残念ながら、去年、ことしと2年続きで、わずかですけれども予算が、トータルで見ればカットされてきているというのは、ちょっと心外なんですけれども、また新たな第2次の展開の中で、もっともっとこの事業を拡大し、校長が責任を持って学校を運営するという動機づけになればというふうに思っております。

2点目の根守先生のご意見は、確かに学校だけで自己完結型に子育て、教育をしていける

時代ではないということで、いろんな民生部門とか、いろんな各部門あるいは地域、家庭を巻き込んだ、そういう展開が今後は必要となってくるし、やらざるを得ないと。

再生会議が社会総がかりで子育てをとっていますけれども、これもスローガンに終わらないでほしいのと、我々も努力しますけれども、スローガンに終わらないように、社会全体でもう一度考えてもらいたいというふうに思います。

スタッフ派遣事業、特色ある学校づくりについて、担当の方の意見はありますか。

企画管理室参事補 現場から大変すばらしい制度であるという評価を受けております。近隣にない制度ということで各学校が企画をいたしまして、それを教育委員会の方で審査して派遣するというところでございます。ただ、残念ながら、予算の減額傾向が続いておりますので、ぜひ今後とも予算を獲得してまいりたいというふうに考えております。

教育長 余り裁量権を乱用されては困るんですけども、大いに発揮して、特色ある学校づくりをひとつ……

委員長 委員の皆さんからいろいろご意見を伺いました。

2月の定例会議でも、若干こういう点については触れましたし、それからきょうの補正予算のところにも、その数字が出てきました。事業というのは、予算の裏づけがないと実現は難しいものです。したがって、特別支援児童の学校をふやすということは理念としてはいいですが、予算的な裏づけがないとなかなか実現は難しい。一応今回、補正を組んでいただいているし、来年度の予算にもちゃんと織り込んでいただいているということです。予算執行というのは事業の内容と密接に結びつくものですからその点を確認しながら我々は考えていかなければいけない。

一般に、予算を組むときには、予算方針や予算の基本的な考え方というのがあろうと思います。ただ今、皆さんから出していただいたのは、恐らく1つは教育哲学というか、我々が教育をどう考えるかという教育哲学と予算哲学と一緒に考えていかなければいけないということなんだろうと思います。教育一般の予算と、それから特色ある予算というのがどういうふうにバランスをとるか、これはとても重要です。通常の学校教育における予算は普通に獲得しつつ、かつ特色ある学校づくりに対しても、やはり特別な予算的裏づけも必要です。その辺が地方自治体の一つの学校教育に対する考え方として出てくるわけで、それを教育哲学という視点から主張していく必要があるだろうと思いますね。

そういう意味では、根守委員がおっしゃったように、やっぱりこれからの教育は、再生会議が何を言うかではなくて、基本的にはコミュニティーと結びついた教育というのがどうし

でも必要です。学校は学校、企業は企業、あるいは家庭は家庭それぞれが独立した団体として自助努力も必要ですが、それだけではなくて、やっぱり相互の結びつき、学校とコミュニティとのかかわりぐあいというのが今後非常に重要になってくると思いますね。そういう意味で、この教育予算というのは、学校教育費と、それから社会教育費の両方を含むという意味で、コミュニティとのかかわりぐあいを考慮に入れたバランスのとれた予算を組む必要があります。しかもその中で特色ある学校教育というのを今後もぜひ続けていっていただきたいと思っています。

教育長 この予算の中で、委員の皆様方にも大分ご心配をおかけしました小金中パイロットスクールが、4年越しにやっと日の目を見ることになりました。いよいよ本体工事の予算が19年度分つきました。これをご報告申し上げたいと思います。

建物だけじゃなくて、ハードだけではなくて、教育の中身、ソフトウェアの方でも、そういう工夫を凝らしながら、市内小・中学校の先導的な学校経営が実施されるような工夫を凝らしていきたいというふうに思っております。

何か、事務局の方でありますか。ささやかではありますが教育開発プログラム、教育用プログラムの開発があるようですね……

企画管理室参事補 21年度のパイロットスクールの開校に向けまして諸準備を進めているところでございますけれども、19年度の予算の中に、先ほども室長からお話ございましたが、共同開発プログラム、これはリバネスという科学教育を主な目的としている会社でございますけれども、白井市の大山口小学校で3年間ほど学校に入り込んで実績をつくっているところでございます。主に生物系、医学系、薬学系の大学院を出たような方たちが中心になってつくっている会社ですけれども、その方たちと、その中学校と連携をとりまして、共同でまとめた教育プログラムを開発するというのが目的でございます。学校の実情に合わせてやってまいりますので、細かい点はまだ決まっておりませんが、例えば「生命を大切にする」というようなテーマでプログラムを開発していくというようなことを考えておりました、とりあえず19年度には、その21年度に向けての準備段階としての導入を考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

先ほどの一般説明では、これは継続費であるということと、それから平成20年度は8億円程度見込んでいたという説明でした。

教育施設課長 ただいまの継続費の関係の工事、説明をさせていただきますか。

ただいま委員長からのご質問といいたししょうか、ご指摘の関係でございますけれども、中学校の工事の関係で、19年度に約5億8,000万円、20年度に約8億7,000万円ということで、工事が改築当初のように多岐に、2年期にまたがりますので、継続費ということで19年度は組まさせていただきますまして、20年度の8億7,000万円をもちまして、すべての工事が完了いたしますのでハード関係は終わるということになります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

予算についてはいいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、他に質問等がなければ、これで質疑、討論を終了させ、議案第5号の採決に入りたいと思います。

議案第5号につきまして、原案どおり決定するということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議案第6号

委員長 次に、議案第6号「平成19年度松戸市教育施策基本方針について」を議題とします。
ご説明願います。

企画管理室参事補 議案第6号「平成19年度松戸市教育施策基本方針について」。

平成19年度松戸市教育施策基本方針を別紙のとおり定める。

平成19年2月21日提出、松戸市教育委員会教育長、齋藤功。

提案理由、平成19年度松戸市教育施策に係る基本方針を定めるためでございます。

まず1ページ目をごらんください。

平成19年度松戸市教育施策に係る基本方針につきましてご説明させていただきます。

まず、教育を取り巻く社会情勢及び国の動向につきまして述べさせていただきます。

教育再生会議では、これまでの教育改革を踏まえつつも、社会総がかりでさまざまな教育課題への迅速な対応が強く求められているとされております。

次に、本市の教育改革の方向性について述べさせていただきます。

子供をめぐる社会状況や教育環境の変化に対応するために、改めて本市の教育改革の理論構築を図るとともに、学校、家庭、地域が、それぞれの役割や責任を自覚し、子供の豊かな成長をはぐくむ体制づくりが重要であるとの考え方に立っております。

次に、平成19年度の事業施策への取り組みの姿勢を示してございます。内容につきましてご説明させていただきます。

学校教育につきましては、学力の低下やいじめ、不登校、学級崩壊などの問題が深刻さを増しておりますが、学校は教育責任の履行、すなわち信頼される学校づくり、教育システムの整備、すなわち開かれた学校づくりの2つの視点から、学校運営の改革、改善を積極的に推し進めてまいります。

学力向上対策といたしましては、学力調査などにより児童・生徒の実態調査の把握に努め、また学習指導の一層の充実を図るために、学力向上プロジェクトを立ち上げるなど、具体的な実践に取り組んでまいります。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を進めてまいります。

いじめ問題につきましては、最重要課題であるとの認識のもと、日ごろから子供の変化や表情を見逃さない学校、柔軟かつ速やかに問題解決に当たることのできる学校体制を強化していくとともに、命を大切にす教育を一層充実してまいります。

また、安心・安全な学校づくりなどの観点から、教育環境の整備を計画的に進めてまいります。さらに文化・芸術・スポーツ活動などの支援、文化財の保護、郷土文化の伝承等に努めてまいります。

教育再生においては、教員や職員の資質の向上と専門的技能の獲得が極めて重要であるとの認識でございます。

最後に、基本的人権を尊重した教育の推進について載せさせていただいております。

以上が1ページ目でございます。

次に、2ページ目につきましては、平成19年度に具体的に取り組む事業等につきまして、生涯学習、学校教育、社会教育と教育環境、基本的人権の5つの柱から構成されております。

1番目の生涯学習につきましては、市民一人一人が個性や能力を生かし、互いに学び、支え合い、高め合える豊かな学習環境の形成に努めてまいります。

具体的には、(1)では、生涯学習における再挑戦を支援するための基礎学力、再履修講座などがあり、(2)では、図書館本館及び大型分館の祝日開館などが挙げられます。

2番目の学校教育につきましては、多面的な学校評価に裏づけられた組織的・計画的な教育活動のもと、児童・生徒の課題やニーズに対応したきめ細かな教育支援を展開してまいります。

具体的には、(1)では、指導体制や指導方法の研究を行うための学力向上プロジェクトの立ち上げなどがあり、(2)では、いじめを防止するための方策の策定実施などが挙げられます。(3)では、金ヶ作中学校における特別支援学級の新設などがあり、(4)では、学校運営の改善に資することをねらいに、組織マネジメントなどを重視した研修計画を進めてまいります。

3番目の社会教育等につきましては、豊かなライフスタイル実現のために、市民の文化・芸術活動やスポーツ活動などを支援してまいります。また、郷土の文化財の保護と伝承に努めてまいります。

具体的には、(1)では、旧松戸宿の本陣をテーマにした企画展の開催などがあり、(2)では、本市文化財の情報を紹介する地図の作成などが挙げられます。(3)では、スポーツを通しての豊かな地域環境形成のために総合スポーツ施設の設立を目指してまいります。

4番目の教育環境につきましては、学校や市民の学習活動を支援していけるように教育資源の有効活用についての調査・研究を進めてまいります。

具体的には、(1)では、学生ボランティアや地域人材の活用など、人的資源についての支援ネットワークづくりに取り組んでまいります。(2)では、耐震改修などの学校施設の整備等があり、(3)では、子供の安全対策としてスクールガードによる見守り活動などを推進してまいります。

5番目の基本的人権につきましては、松戸市人権尊重宣言及び松戸市教育委員会人権教育基本方針、松戸市教育委員会人権教育推進実施計画などに沿って、今後とも着実に人権教育を進めてまいります。

以上、議案第6号「平成19年度松戸市教育施策基本方針」につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これから質問と討論に入ります。

具体的に基本方針の中身についてのご説明もありましたが、非常にわかりやすかったと思

います。昨年と違うところもかなりあるかと思いますが、特に教育基本法が改正され、教育再生会議がスタートして、いろんな提言等が公表されています。それを今回盛り込んでいくという意味で、冒頭の表現等、かなり工夫されておりますね。いかがでしょうか。

どうぞ、瀧田委員。

瀧田委員 基本方針は前もって拝見させていただいて、いろいろ意見具申をさせていただきまして、それを取り入れていただいて大変うれしかったと思います。そして、やはりことしも基本的人権の項目が一つの柱になっておりまして、これからも人権教育といいますが、人権意識が一人一人に根づくように場をいろいろ、私は人権擁護委員をしておりますので、その場を教育委員会の方にいろいろ委託することが多いんですけども、とてもいつも協力的に全面的に受け入れていただいて、ありがたいかなというふうに思っております。

けさでしたか、テレビでSOSミニレターのことNHKで言っておりましたけれども、きのう、養護学校2校について依頼にも行ってまいりまして、松戸市の学校すべてにそういう子供たちが一人ずつ自分の悩みを訴えるチャンスが与えられるように機会を均等にしたところでございますが、いち早く校長会の方では、それを受け入れていただいて、大変予防になっていけばうれしいかなと思っています。よろしくお願いします。

委員長 そうですね、瀧田委員は、人権委員をされておられることもあって、時々コラボレーション的なことを提言していただいておりますので、我々としてもできることはご一緒させていただきたいと思っています。

瀧田委員 小さいときから人権意識というか、お互いに人を尊重するというのが根本になって生活し、教育を受けていくなれば望ましいと思っておりますので、望んでおりますが、なかなか現実は大変な場面もございます。

委員長 先ほどの説明でもありましたが、いじめ問題のご説明の中で、これを最重要課題として使っていきたいというご説明でした。命と人格は結びつきますけれども、それを大事にした教育、しつけ、社会の仕組み、そういったものが全体としてでき上がっていくことも大事なんだと思います。言葉として一つ一つ伝えるということも大事でしょうが、日常生活の中で一つ一つ、そういうものが積み重ねていくということも大事なんだらうと思います。

特になければ、国語表記として確認したいんですが、この一人一人というのは、これよりいいんですね。

企画管理室参事補 表記はいろいろあると思うんですけども、例えば広辞苑とか、それから文部科学省で出しております著作物等がこのような表記になっておりますので、それを採用

させていただきます。

委員長 ことしは漢字でこれを表記するということですね。

教育長 松戸市の総合計画書なんかは、平仮名ひとり、漢字一人……

瀧田委員 平仮名で書くのなら、両方ひとりひとり、漢字で書くのなら、両方一人一人……、
大人は漢字、子供は平仮名と、いろいろな意味合いをこめた表現がありますね。

教育長 TPOによって一人一人と書いたりひとりひとりと書いたりするのを見かけますが、
正しくは「一人ひとり」でしょうかね。

委員長 一人ひとりと書くのが普通の表記ですが、ことしはこういうふうに改めるということ
で確認させていただきました。

教育長 すみません、てにをはの関係、語尾の整理については再度事務局でしっかりチェック
を入れまして、もし訂正すべきことがあれば、委員長さんにご相談して、それを最終原案と
させていただきますよろしいでしょうか。

委員長 よろしいですか。

(「お願いします」の声あり)

委員長 それでは、6号議案の質問及び討論は、これにて終了いたします。

議案第6号の採決に入ります。

議案第6号については原案どおり決定すること、ただ今教育長から出されたことも含めて
一任していただくということでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第6号は原案どおり決定いたしました。

根守委員から休憩を入れてはどうか、というご提案がありました。きょうはこの後、まだ
議案がいくつかありますので、2時半まで10分の休憩としたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、2時半まで休憩とします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

委員長 それでは再開します。

議案第7号

委員長 議案第7号からになります。

議案第7号「松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 公民館の浅野でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 お願いします。

公民館長 議案第7号「松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由については、利用者の利便性向上のためでございます。

では、別紙についてご説明いたします。

次のページ、1ページでございます。

松戸青少年会館管理規則の一部を改正する規則。

松戸青少年会館管理規則（昭和51年松戸市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までを次のように改める。

改める様式でございますが、次のページ、2ページが第2号様式、松戸青少年会館利用承認書でございます。第2号様式の改正点についてご説明いたします。

主な改正点は、松戸青少年会館利用承認申請書と様式の統一性を図ったものでございます。利用承認申請書については、今お手元の方に配付させていただいております松戸青少年会館管理規則の5ページに載っております。

次に、3ページが第3号様式、松戸青少年会館利用変更（中止）承認申請書でございます。第3号様式の主な改正点についてご説明いたします。

現行では、使用料の違う部屋への変更の場合、利用の承認を受けた部屋の利用の中止の申請、そして新たに利用しようとする部屋の利用承認の申請という2つの申請手続が必要でございます。改正案では、先ほど本改正の提案理由のところで申し上げましたように、利用者の利便性向上のために、他の公共機関と同様に、この2つの申請手続を1つの申請手続で済ませることができるよう、利用日時に変更前と変更後の欄を設け、使用料の違う部屋に変更する場合の対応として清算額の欄を設けたところです。

次ページ、4ページが第4号様式、松戸青少年会館利用変更（中止）承認書でございます。

第4号様式は当該申請に係る承認書でございます。内容は申請書と同様でございます。

続きまして、5ページは附則でございまして、この規則は、平成19年4月1日から施行するとしております。

6ページから8ページまでは、各様式の現行と改正案の対照表でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第7号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

説明していただいた内容は6ページ、7ページ、8ページの対照表をごらんいただくと、こういうふうに行行から改正案のようになりますよ、ということですね。

公民館長 そうでございます。

委員長 様式の変更に関するもので、その目的は利便性を考えたものであるということであって、利用する人の不利益は全然ないわけですから、問題はなかろうかと思えます。いかがでしょうか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第7号の質疑及び討論は終結といたしまして、7号についての採決をいたします。

議案第7号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議案第8号

委員長 続きまして、議案第8号「松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

公民館長 公民館の浅野でございます。

続きまして、議案第8号「松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について」。

松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

提案理由については、利用者の利便性向上のためでございます。

では、別紙についてご説明いたします。

次ページ、1ページでございます。

松戸市公民館管理規則の一部を改正する規則。

松戸市公民館管理規則（昭和51年松戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改めるといふことで、第3号様式は2ページに、第4号様式は3ページに記載してございます。これの新旧対照表についてでございますけれども、5ページ、それと6ページでございます。

まず、第3号様式について主な改正点についてご説明させていただきたいと思ひます。

本議案は、先ほど原案どおりご決定いただきました第7号議案と同様でございます。現行では使用料の違う部屋への変更の場合、利用の承認を受けた部屋の利用の中止の申請、そして新たに利用しようとする部屋の利用の申請という2つの申請手続が必要でございました。改正案では、先ほど本改正の提案のところでも申し上げましたように、利用者の利便性向上のために、この2つの申請手続を1つの申請手続で済ませることができるよう、利用日時に変更前と変更後の欄を設け、使用料の違う部屋に変更する場合の対応として清算額の欄を設けたところでございます。

附則ですけれども、前のページに戻っていただきまして4ページ、附則で、この規則は平成19年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどと同様、形式的な改正ですが、1点、先ほどと違うところがあります。先ほどについては第2号様式で承認書の様式も変更しましたが、こちらについてはそれがありません。この点はよろしいんですか。

公民館長 公民館の規則については、申請書と承認書、整合性がとれてございます。議案第7号の青少年会館の管理規則の方については、第2号様式利用承認書の方が第1号様式申請書と様式的に整合性がとれてございませんでしたので、その改正をさせていただいたところでございます。

委員長 わかりました。公民館管理規則の6ページですね、これが先ほど見た青少年会館管理規則で議論した資料の6ページ、公民館管理規則については、整合性がとれているというこ

とで理解してよろしいですか。

公民館長 はい。

委員長 わかりました。いかがでしょうか。これも利用者の利便のためということですので、問題はないと理解してよろしいかと思えます。

質疑及び討論につきましては、これで終結とさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 これより議案第8号を採決いたします。

議案第8号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

公民館長 ありがとうございました。

議案第9号

委員長 続いて、議案第9号「松戸市立金ヶ作中学校に情緒障害学級を設置することに伴う学区の変更について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第9号「松戸市立金ヶ作中学校に情緒障害学級を設置することに伴う学区の変更について」ご提案申し上げます。

松戸市立金ヶ作中学校に情緒障害学級を設置することに伴う学区の変更につきましては、松戸市学区審議会に諮問いたしましたが、本日、学区審議会を開催いたしまして、別紙のとおり答申がありましたので、本教育委員会議において決定していただくために提案するものでございます。

次ページ、答申書になっておりますのでごらんください。

答申書を1枚めくっていただきますと答申の内容になりますが、諮問したとおりの答申を本日いただきました。諮問内容につきましては、前回の教育委員会議でご説明申し上げているところでございますが、大きくはそこにあります2点、1つは、その情緒障害学級を設置することに伴う通学区域の一部変更ということでありまして、今までは現在、中学校におきましては情緒障害学級は第一中学校1校のみということでしたので、通学区域も市内全域となっておりましたが、情緒障害学級、金ヶ作中学校に設置することに伴いまして、市内2校

ということになりますので、通学区域をそのように区分する、変更するというものでございます。

2点目、その通学する学年についてということですが、これはここで決定していただきました後には、本年の4月から中学1年生が進学する、そこからこの変更を適用していくと、そういうものでございます。

新しく情緒障害学級を中学校に1校設置するというので、本日の学区審議会におきましても、非常に委員さん方からも、何というんでしょうか、非常に委員会としてニーズを先取りしたいいい施策を決定していただいたというふうな、そういう励ましも含めたお言葉をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

この件につきましては、ただいまのご報告のとおり2月の定例会議で、松戸市学区審議会に対する諮問について、ここでご審議いただきました。ご審議いただいた諮問事項が学区審議会に提案され、その提案された諮問事項に対する審議会の答申となります。内容については、ここで審議した内容をそのまま認めていただいたということになります。したがって、主要な議論は前回で尽きているかと思えますけれども、何か追加意見がございますか。

お願いします。

教育長 きょう、学区審議会が行われまして、基本的には今の時代にタイムリーで適切な判断であり、施策であるということで全会一致の賛同を得たわけですが、直接、学区変更以外の質問として、こういう質問あるいは意見が出されました。

お一人の委員さんからは、情緒障害学級あるいは知的障害児という言葉が専門用語だから仕方がないんでしょうけれども、障害という単語に差別感があるというんです。差別を助長するとまではいかないけれども、一般の人が受ける印象というか、障害者自身にも、やっぱりそういう名称を使われることへの抵抗感があるんじゃないかと。一般の人も、中には心ない人は、この障害という2文字で差別をするというような実態もないわけじゃない。こういう言葉は一体どうなんだろうという問題提起がございました。現行の法律や各諸制度で使われているので、それを使わざるを得ないんですけれども、確かに抵抗感がないわけではないですが、いかがですか、瀧田先生、人権擁護委員としては。

瀧田委員 そうですね、はじめ、学校の教育の基本方針のところでは、その障害という言葉が確かに使われていたので、私の考えとしては、障害という言葉で子供を決めるのはちょっと問題があるのでは、大人の場合は生活というものがかかっているんで、ある程度障害という枠を使って、そして保護または支援をしていくということは不可欠だと思うんですけども、子供の場合は、変わっていくというか、成長と共に状況が変わっていく可能性とか、それからある程度改善される可能性というのを少なからず持っていないといけないと思うので、それで障害というふうに決めるのは非常に抵抗が私もあります。

それを、それではどういう言葉に置きかえるかというときに、特別な支援を必要とするというような言葉に置きかえていただきたい旨は申し上げたんですけども、これを情緒の面において特別の支援を必要とするというふうな言葉を、長い言葉を使っていいものかどうかというのは難しいと思いますが、やはりそういう全く普通と同じということではなくて、その時々に応じた支援を必要とするという意味では、一つの何というんですか、くくりをせざるを得ない場合もあるというふうに思います。

ただ、障害という言葉そのものは、非常にこのごろテレビでもよく聞きますが、言葉の意味そのものは、よくないと思います。だけれども、それを一つの大人の生活を支援するためのものとしては、やはり障害があるので、それを支援しましょうということではわかるんですが、子供の場合は、もう少し決めつけない言葉というか、“今、支援が必要である”ということに区切った方がいいのではないかなというふうに思いますから、やはり支援を必要とするという、情緒発達の面において支援を必要とするというような言葉というのは考えられないかというふうに思います。

根守委員 子供を取り巻く学校現場では、情緒学級とか障害学級とかという言葉は使わない、なかよし学級とか何々学級というように、子供たちに親しみやすい、そういうような言葉を使っていると思います。また保護者たちも、そういうような言葉で情緒障害学級という言葉は使いません。だから、子供には影響ないと思います。障害という言葉は使わないから、本当に情緒という言葉もわからないで、なかよし学級だとか何々学級とかというようにやっているものですから。

瀧田委員 情緒の発達の段階においてという言葉があると思うんですよね、常にそうやって決めつけるというのではなくて、常に情緒の発達の段階において支援が必要かどうかということだと思うんですよ。その辺をきめ細かくあれした方が。

教育長 ついこの間まで、精神薄弱者、痴呆という言葉がまかり通っていて、その一昔、二昔

前までには、白痴、痴愚、魯鈍という言葉が使われていたんですね。随分ひどい時代だったと思います。それから比べると、随分よくなってきたんですけども、特殊教育も特別支援教育というふうに変ってきました。しかし、最後まで障害にかわる文字、フレーズがなかなか見つからないというのは事実であります。私はもちろん言葉は大切だし、変えなきゃいけないと思うけれども、その言葉を変えたときは非常に新鮮でいい言葉になるんですけども、長年使われていくと、結局その言葉の裏側についているもの、例えば根守先生のおっしゃったなかよし学級という本当にいい言葉だし、ああ、あの特殊学級なんて言わないでいいなと思います。なかよしが何年何十年も使われてきますと、一般の人間が、ああ、なかよしね、ああ、あれねという、そういう差別を露骨に表情や言葉に出すということになったら、幾ら言葉を変えても何にもならない。言葉だけを直してもだめなんだという、裏側の方の差別心をなくしていくことが大切で、それこそ人権意識の問題ですね。

瀧田委員 ですから、でも本当に病気と同じですからね、ぐあいの悪いときは、やっぱり治療が必要なんですよ、そういう意味で、教育も特別な教育が必要だということは否めないと思うんです。ただ、その障害があっても、特別な支援を必要としない人たちもいるんですよ、生まれつき何か違ってても、その人は何の不便も感じない、何も支援していただくなくても私は大丈夫という人を何人も知っています。ですから、そういう方たちは、確かに障害と呼べるんだろうかという難しいんですけども、大人になったときは、確かに障害として一つの申請が出てきますね。子供の、特に精神的な面はどんどん変わっていく可能性があるし、やっぱり発達段階という言葉をどこかに入れた方がいいような気がしますけれどもね。

教育長 その委員さんには、いい言葉がありましたら教えてください。我々も文科省へ行ってかけ合ってきますと言ったんですけども、いずれにしても差別しない心を育てるのも教育の責任だと言われると、もう二の句は告げませんけれども。

委員長 八田委員、お願いします。

八田委員 私は医療のところにいるんですが、ですから障害などというのは当たり前のところでもって毎日過ごしているんですけども、一たん、やっぱりそういうような教育の場においての言葉としては、やはり選ばなければならないと、そう思います。

ですけれども、私思うのには、人権問題だとか言いますけれども、それならば、なぜこういうようなものをつくらなければならないかということに行き着くと思うんです。本当に平等だったら、本当に思うならば、こんなものをつくらなくたっていいんじゃないかと思えますけれども、教育の現場ではまた違うんだと思いますけれども、ですけれども、私やっぱり

障害という言葉は、何か少しふさわしくないんじゃないかなと思っております。

教育研究所長 ご指摘のこの障害という名前ですけれども、本当に非常に我々現場も含めて悩んでいるところではございます。

ただ、何か事業を起こす、あるいはこういったお子さんの理解あるいは一般市民の方の共通の認識を広げていくということでは、やはり何かいい短いワンフレーズの言葉があったらいいなと思うのが私どももそんな思いは確かにしております。

それから、県の差別条例がことしの4月1日から施行されますけれども、そこでもやはり障害という名前が使われておると。それから昨年12月13日に国連総会におきまして、世界的な障害の差別をなくすアドホック委員会の勧告が出ました。これは全会一致で採決されましたが、そこでもやはりディスアビリティという障害という言葉が使われておるとというのが現状でございます。

それから今、委員さんのお話しされました情緒障害の発達におけるというような、確かに概念的にはそういったものがベースにあるうというふうには思うんですけれども、アドホック委員会が提起した新しい概念としましては、合理的配慮を否定するのが差別であるというような新しい世界的概念が示された。それぞれそれをもって各国が差別とは何ぞやという、あるいは障害名も含めまして尺度をこれからつくっていくということが、一つの大きな世界的な流れになっているのかなというふうに認識をしております。

答えにはなりませんけれども、非常に我々も現場も含めて悩んでおるところでございます。
委員長 そうですね、これは昔から議論されてきた言葉でもあるんですけれども、なかなか適切な表現というのが難しい。言語学で思考の限界は言語の限界、言語の限界は思考の限界であるという命題があります。その国の文化でどういう表現を使うかは、ある事柄をその国でどのように意識するか、認識するかで異なります。意識された結果として出てくるのが言葉ですよね。だから、今ディスアビリティとおっしゃいましたが、昔はハンディキャップという言葉を使っていたと思います。世界は世界で言葉をどう使い表現するか悩んでいます。日本はディスアビリティを障害と訳すのは、我々の感覚からすると、ちょっと違うような気がします。言葉使いをどういうふうにとめるか、とても難しいですが、何か工夫していかなければなりません。

今、教育長と、八田委員が述べられたように、問題があるから、こういう制度ができる。したがって、言葉の背後にある原因をどのように把握し、変えていくかということも同時に重要なんですね。

教育長 わかります。すみません、余談ですけれども、今、委員長のお話を聞いていまして、言葉、名称は国の文化、言葉の文化という、大昔読んだ本で思い出したんですけれども、ギリシャでは精神病のことを黒い胆汁と呼んでいたんだそうです。どういう意味かちょっと忘れたんですけれども、要するに本人が悪いのでもない、その生まれつきの障害でもない、病気なんだという、黒い胆汁が悪さをして、その人を狂わせているんだという意味なんだそうです。日本の大昔でもないです、つい最近まで、犬神つき、キツネつき、そういう言葉で呼んでいたと。これはやっぱり文化の違いである。

それとフィレンツェの、日本でももう死語になりましたけれども、天涯孤独の孤児院、両親をなくしたり、孤児院、孤児院と日本では長らく使われてきたけれども、フィレンツェの孤児院は罪なき子らの家という看板が立っていると。これは日本で言う孤児院だと。言われを言っても始まらないですけれども、言葉の文化、本当に文化は困ったものだなという印象を持ちました。

委員長 しばらくはこの議論はまだ続くと思いますね。

教育長 そうですね、まだ続きますよ。

委員長 いい表現が発見できればいいと思っています。

教育長 いい言葉ができたなら、松戸で使っていきます。

瀧田委員 そうですね、情緒障害という決めつけをするということ自体は、すごく大変なことですものね。ですから、何かもっと、発達障害というのはまた違うでしょうか。障害という言葉は使いますが……。

教育長 少々長くなっても仕方がないんですがね、孤児院は3文字ですけれども、罪なき子らの家というのと倍かかっても……

瀧田委員 そうですよ、ワンフレーズはかなり難しいかもしれない。

教育長 わかりやすく言うことですね。

瀧田委員 検討課題ということで……

教育長 ほかにあったんですけれども、きょうは時間がありませんので。

委員長 そうですね。今日のご意見を伺ったということで、議案第9号につきましては、これで質疑、討論は終結させていただきます。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

議案第10号

委員長 続いて議案第10号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第9号で、金ヶ作中学校の新設学級に伴う学区変更を決定していただきましたので、手続としまして松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程、これを変更しなければなりませんので、ここで提案するものでございます。

それでは、ご説明に入りますが、後ろの方、ページでいきますと7ページに通学区域に関する規程の新旧対照表がありますので、そちらの方でご説明申し上げたいと思います。

それでは、大きく変更点が4つありますので、順次ご説明したいと思います。

まず第1点目、先ほどから話題に出ておりましたが、学校教育法が改正されまして、「特殊教育」という言葉から「特別支援教育」というふうに変更になりました。それに伴いまして「特殊学級」という言葉も「特別支援学級」というふうに変更になりましたので、その通学区域に関する規程の第2条の第2項なんですけど、線が引いてありますが、現行では「特殊学級」となっているところを「特別支援学級」、このように変更するというものであります。

その名称の変更が次のページ、8ページを見ていただきますと、下の方に別表第2というのがありますが、ちょっと細かい字で申しわけないんですが、その区分のところ、例えば知的障害学習の下に「特殊学級設置校名」というふうにありますけど、そういうふうには特殊学級という言葉が使われているところを「特別支援学級設置校名」というふうに変更していくというのがまず第1点目の変更であります。

2点目、これは市内の2地区で字の区域及び名称の変更というのがありましたので、それに伴いまして改正するものであります。

別表の第1、また7ページに戻っていただきたいんですが、稔台地区の一部が名称が変更になりました。その資料は後ろの10ページのところに付けておきましたが、今まで稔台という区域名だったところが、稔台三丁目、四丁目、五丁目、六丁目というふうに変更されましたので、その変更に伴いまして、この地区にかかわる学校の通学区域に関する規定の中の

通学区域の名称を変更するものであります。この稔台地区、そこにあります三丁目から六丁目までにかかわる学校は、小学校でいきますと別表第1にありますように、稔台小学校、和名ヶ谷小学校、それと8ページの方になりますが、真ん中あたりに河原塚中学校があるかと思いますが、小学校2校、中学校1校がこの学区にかかわりますので、その部分について変更させていただくものであります。

もう一カ所の字の区域の名称変更としましては、八ヶ崎の一部が変更になりました。それは11ページをごらんください。

今まで八ヶ崎という区域名だったところが、八ヶ崎二丁目、二丁目はこの斜線以外にもまだ当然下の方にあるわけなんです、この部分も八ヶ崎二丁目に編入されたということに伴いまして、ここにかかわる学校としては、八ヶ崎第二小学校であります。それで8ページの上の中段のところにありますように、八ヶ崎第二小学校のところの通学区域をそのように変更させていただくという、そういうものであります。地番の変更に伴って変えるというのが2点目であります。

3点目、これは議案第9号でご承認いただきました金ヶ作中学校の件でございますが、その金ヶ作中学校に情緒障害学級の特別支援学級を設置するというので、9ページになりますが、今までは第一中学校が市内全域、そこ1校であったところを右のように第一中学校と金ヶ作中学校というふうに変更するというものであります。

最後もう一点、4点目は、これもさきの教育委員会議で若干ご説明したことでありますが、栗ヶ沢中学校に通級指導教室を設置するというお話をさせていただきましたが、それに伴いまして同じ9ページのその表の右の下のところですが、これはつけ足すような形になるわけですが、通級指導教室としまして栗ヶ沢中学校と、そして通学区域は市内全域であるというふうに、こういうふうな規程につけ足しをするものでございます。

以上4点の大きな改正点をこの中に盛り込みましたので、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思いますが、その前に、今最後に申し上げました栗ヶ沢中学校の通級指導教室について、今、資料もお配りしましたので、研究所長の方からまたご説明申し上げたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

それではお願いします。

教育研究所長 資料を配付させていただきましたが、簡潔に説明を若干させていただきます。

栗ヶ沢中学校に、新たに特別支援教育の通級指導教室を新設することについてでございます。

平成19年4月から本格実施されます特別支援教育におきましては、従来の特殊教育が対象としてこなかった通常の学級に在籍するLD、学習障害とされています。それからADHD、注意欠陥多動性障害、そして高機能自閉症、アスペルガー症候群など、次に軽度発達障害の児童・生徒についても、特別支援教育の対象とすることが法令に明確に位置づけられたところでございます。

この法令ではまた、これらの児童・生徒で全般的なおくれがなく、通常の学級の授業におおむね参加できる者につきましては、必要に応じて通級による指導ができることが定められました。

一方、本市におきましては、現在、小学校におきまして10校に、ここで情緒障害という言葉をもた使ってしまうんですけれども、情緒障害または言語障害の通級指導教室を設置しまして、今お話しいたしました軽度発達障害も含め、通級による指導に当たってきたところでございます。

けれども、中学校にはその通級指導教室が開設されていませんことから、これら発達障害を持つ生徒に対する適切な教育あるいは進路等の相談・指導が十分になし得ていない状況がございます。そこで今般、栗ヶ沢中学校に新たに特別支援教育の通級指導教室を開設しまして、今お話ししました諸課題に道を開いてまいりたいというふうに考えたところでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきました。

委員長 ありがとうございます。

今の通級指導教室というのは前回にはなく、きょう初めて出てきた言葉ですね。

教育研究所長 はい、このような形で説明させていただいたのは、きょうが初めてでございます。

委員長 2月の会議でも審議していただいた内容ですが、きょう新たにこのような補足的といいますが、追加的な説明をしていただいたわけです。学区の変更だけではなくて、言葉の変更に伴う、あるいは新たな制度の設置に伴う変更になるわけですね。

瀧田委員 よろしいですか、今いただいた資料の3ページに、19年度の通学予定者、6名の生徒がいて、名前が候補に挙がっているというふうに書いてありますが、これは保護者からの要望でそういうふう希望が出ているということなんでしょうか。

教育研究所長 6名の生徒さんがそういったニーズが、小学校時代の方からフォローアップしておりますので、あるだろうということで、これは議会等もございますので、これがはっき

りし次第、早速その親御さんに、こういったご案内をさせていただくという意味でございます。

瀧田委員 わかりました。じゃ、まだもちろん決定ではないということですね。

委員長 そうですね、それは先ほどの予算のところでもありました特別支援教育に関する事項でもあります。これも一つの新しい学校教育の状況ですね。こういう子供たちがふえているということ、あるいはいろんな形での指導が個別に行われる必要性が出てきたということに伴う変更です。

よろしいでしょうか、特になければ質疑、討論は終結させていただき、議案第10号の採決に入りたいと思います。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

本日の議案は以上です。

その他

委員長 これよりその他に移ります。

次回の教育委員会会議の日程について。

事務局、お願いします。

それでは、平成19年4月定例会でございますが、4月12日、木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 4月12日、木曜日、午後2時からということですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは確認いたします。

次回教育委員会会議は、4月12日、木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成19年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時25分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員